

2022年3月9日

株式会社 Triple R 御中  
(神奈川県不用品買取センター)

〒233-0002

横浜市港南区上大岡西1-6-1

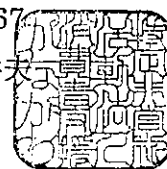
ゆめおおおかオフィスタワー5階

内閣総理大臣認定適格消費者団体

特定非営利活動法人消費者支援かながわ

TEL045-349-9729/FAX045-349-9267

理事長 武井 共夫



## 申入書

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

私ども消費者支援かながわ（以下、「当法人」と言います。）は、消費者の権利擁護を目的として、県内の消費者問題に取り組む諸団体、消費生活相談員、弁護士、司法書士らにより構成される、不特定多数の消費者の利益保護のために活動している消費者団体です。

当法人は、2018年8月3日、消費者契約法13条に基づく内閣総理大臣による適格消費者団体の認定を受けており、消費者被害防止のため、事業者の不当勧誘行為や不当条項使用に対し、差止請求訴訟を提起しうる団体です。

当法人において、貴社が運営するウェブサイト（神奈川県不用品買取センター <https://www.bfh.jp/kanagawa/>）を調査・検討した結果、問題があると考えられる表示が認められましたので、別紙のとおり申入れ及び問い合わせをいたします。

つきましては、本書面到達後1か月以内を目途に、ご回答を書面にて当法人までご送付いただけますよう、お願い申し上げます。

なお、貴社からの回答の有無・内容等は、消費者契約法27条に基づき、当法人において公表させていただくことを念のため申し添えます。

敬具

## 第1 申入れ事項

### 1 申入れの対象となる表示

#### (1) 表示①

- 「不用品回収会社口コミ評価満足度 NO.1」
- 「女性におすすめの不用品回収会社 NO.1」
- 「高価買取が期待できる不用品回収会社 NO.1」
- 「不用品回収会社顧客満足度 NO.1」
- 「不用品回収会社買取価格満足度 NO.1」
- 「不用品回収会社スタッフ対応満足度 NO.1」
- 「安心して相談できる不用品回収会社 NO.1」
- 「不用品回収会社スピード対応満足度 NO.1」

#### (2) 表示②

- 「業界最安値」
- 「業界でも最安値」

#### (3) 表示③

- 「本日限定5,000円(税込)」
- 「本日限定10,000円(税込)」
- 「本日限定20,000円(税込)」

### 2 申入れの趣旨

現在、貴社が提供する「神奈川県不用品買取センター」のウェブサイト(<https://www.bfh.jp/kanagawa/>)以下「貴社ウェブサイト」といいます。)にて使用されている上記表示を削除するよう求めます。

### 3 申入れの理由(表示①②)

#### (1) 不当表示該当性の判断について

- ア 表示①②は、いわゆるNo1表示といわれるものであり、このような表示は、同種の商品等の内容や取引条件に関して比較又は差別化に資するための明確な指標となるものであることから、一般消費者が商品などを選択するに際して、その選択に要する時間の短縮、商品などの内容や取引条件に係る情報収集コストの削減などの効果があり、一般的には消費者にとって有益な情報と位置付けられます。他方で、当該表示は数値指標であり、その客観性・正確性が特に要請されることから、それを欠く場合、一般消費者の適正な商品等の選択を阻害する恐れがあり、同表示については、内容の如何によっては優良・有利誤認表示に該当します。
- イ 公正取引委員会事務総局作成の「No1表示に関する実態調査報告書」によれば、No1表示が、景品表示法の不当表示に該当しないというためには、No1表示の内容が客観的な調査に基づいていること、調査結果を

正確かつ適正に引用していること、という2つの要件を充足する必要があります。

(2) 表示①について

ア 表示①は、従前、当法人が、2021年5月21日付けで株式会社ログラフより送付を受けた「日本トレンドリサーチ調査報告書」に基づく表示であると推測されます。

イ 表示①は、神奈川県不用品買取センターを利用したことがある消費者でなければ判断し得ない評価を含む表示であり、同センターを利用した者から各表示につきNo1との評価を受けていると認識させる表示です。しかし、同調査報告書によれば、その調査方法は、インターネットを利用したイメージ調査にすぎず、その調査の際には同センターの利用の有無を確認していないことからして、本件表示①に対応した妥当な調査がなされているとはいえません。

また、同報告書によれば、イメージ調査の際に利用されていたウェブサイトは(<https://fuyouhin-kaitori-center.com>)、当法人が、従前、不当表示に該当するとの申入れを行った表示を含むウェブサイトであり、このようなウェブサイトを閲覧させる方法により行われた調査は、妥当な調査とはいえません。

ウ したがって、表示①は、客観的な調査に基づいた表示とはいえず、「商品または役務の品質、規格その他の内容について、実際のもの又は当該事業者と同種若しくは類似の商品若しくは役務を供給している他の事業者に係るよりも著しく優良であると誤認される表示」(景品表示法30条1項1号)に該当します。

(3) 表示②について

ア 表示②には、「業界最安値」「業界でも最安値」との表示の根拠となる調査結果の引用はなく、また調査が行われた形跡もありません。

イ したがって、表示②は、客観的な調査に基づいた表示とはいえず、十分な客観的根拠なく貴社の受領する対価が地域における最安値であるという誤認を消費者に与えるものであり、「商品又は役務の価格その他の取引条件について、実際のもの又は当該事業者と同種若しくは類似の商品若しくは役務を供給している他の事業者に係るものよりも取引の相手方に著しく有利であると誤認される表示」(景品表示法30条1項2号)に該当します。

4 申入れの理由(表示③)

(1) 不当表示該当性の判断について

表示③は、いわゆる期間限定表示といわれるものであり、その表示が、

期間経過後も当該キャンペーンが継続して行われていた場合、不当表示の問題が生じ得ます。

- (2) 表示③の「本日限定」との記載は、表示された期間内において、契約の申込み又は契約の締結をした場合に限り、表示価格が適用されると認識させる表示です。

しかし、少なくとも2021年10月頃から現在に至るまで、表示③は、ウェブサイト上において、継続して表示されており、表示された期間経過後も当該キャンペーンが継続して行われています。

- (3) したがって、表示③は、表示価格が本日限定であるとの誤認を消費者に与えるものであり、「商品又は役務の価格その他の取引条件について、実際のもの又は当該事業者と同種若しくは類似の商品若しくは役務を供給している他の事業者に係るものよりも取引の相手方に著しく有利であると誤認される表示」（景品表示法30条1項2号）に該当します。

## 第2 問い合わせ事項

### 1 問い合わせの対象となる表示

#### 表示④

「通常価格10,000円(税込)」

「通常価格15,000円(税込)」

「通常価格30,000円(税込)」

### 2 問い合わせの趣旨と理由

貴社ウェブサイトには、いわゆる二重価格表示として、表示③及び表示④の価格表示が存在します。

このような「通常価格」の表示を行う場合、同一商品について最近相当期間にわたって販売されていた価格を表示する必要があります。

他方、最近相当期間にわたって販売されていた価格とはいえない価格を比較対象価格に用いるときは、当該価格がいつの時点でどの程度の期間販売されていた価格であるか等その内容を正確に表示しない限り、一般消費者に販売価格が安いとの誤認を与えるため、不当表示に該当するおそれがあります。

したがって、通常価格で契約していた時期及び期間をお教えてください。仮に、表示④につき、最近相当期間にわたって販売されていた価格とはいえない場合には、当該価格がいつの時点でどの程度の期間販売されていた価格であるか等を表示するか、又は、表示③とともに価格表示を改めるなどし、消費者の誤認を招く表示を改めてください。

以上